

新旧対照表

変更後	変更前																								
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」について	海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」について																								
<p style="text-align: center;">(第 4 管理期間) 平成 29 年 12 月 28 日公表 平成 30 年 6 月 22 日一部改正 <u>平成 30 年 9 月 7 日一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">(第 4 管理期間) 平成 29 年 12 月 28 日公表 平成 30 年 6 月 22 日一部改正</p>																								
第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)	第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)																								
第 2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)	第 2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)																								
第 3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項	第 3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項																								
1 (略) (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量の 50 パーセント (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量 (250 トン) 及び大臣管理漁業の第 3 管理期間の超過数量 (23.3 トン) を減じ、沿岸漁業については第 2 管理期間及び第 3 管理期間の超過分を減じるとともに管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (<u>3,386.3 トン</u>) とする。このうち配分を留保する数量を <u>255.58 トン</u> とする。 (2) 大型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量 (<u>4,882.0 トン</u>) に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量 (250 トン) を加え、沿岸漁業については管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (<u>4,627.0 トン</u>) とする。 <u>このうち、配分を留保する数量を 239.1 トンとする。</u>	1 (略) (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量の 50 パーセント (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量 (250 トン) 及び大臣管理漁業の第 3 管理期間の超過数量 (23.3 トン) を減じ、沿岸漁業については第 2 管理期間及び第 3 管理期間の超過分を減じるとともに管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (<u>3,138.7 トン</u>) とする。 <u>なお、このうち配分を留保する数量を 239.2 トンとする。</u> (2) 大型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量 (250 トン) を加え、沿岸漁業については管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (<u>4,687.6 トン</u>) とする。 <u>なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の 1 割程度を留保する。</u>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第 1 種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>8,013.3 トン</u></td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>3,386.3 トン</u></td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>4,627.0 トン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る。)</p>	第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第 4 管理期間	<u>8,013.3 トン</u>	小型魚	第 4 管理期間	<u>3,386.3 トン</u>	大型魚	第 4 管理期間	<u>4,627.0 トン</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第 1 種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>7,826.3 トン</u></td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>3,138.7 トン</u></td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第 4 管理期間</td> <td><u>4,687.6 トン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「配分を留保する数量」の取扱いについては、漁業関係者及び水産政策審議会の意見を聴いた上で、速やかに考え方を示すこととする。</p>	第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第 4 管理期間	<u>7,826.3 トン</u>	小型魚	第 4 管理期間	<u>3,138.7 トン</u>	大型魚	第 4 管理期間	<u>4,687.6 トン</u>
第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第 4 管理期間	<u>8,013.3 トン</u>																							
小型魚	第 4 管理期間	<u>3,386.3 トン</u>																							
大型魚	第 4 管理期間	<u>4,627.0 トン</u>																							
第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第 4 管理期間	<u>7,826.3 トン</u>																							
小型魚	第 4 管理期間	<u>3,138.7 トン</u>																							
大型魚	第 4 管理期間	<u>4,687.6 トン</u>																							
2 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>小型魚における</u> 第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せ <u>小型魚において、</u> 第 3 管理期間で、都府県 (第 3 管理期間の漁獲枠が 0.1 トンの都府県または平成 30 年 4 月時点で <u>配分量</u> の残量が 1 トン未満の都府県は除く。) の沿岸漁業において獲り控えを行い <u>配分量</u> より採捕数量が少ない場合は、第 3	2 (略) (1)・(2) (略) (3) 第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せ 第 3 管理期間で、都府県 (第 3 管理期間の漁獲枠が 0.1 トンの都府県または平成 30 年 4 月時点で <u>漁獲枠</u> の残量が 1 トン未満の都府県は除く。) の沿岸漁業において獲り控えを行い <u>漁獲可能量</u> より採捕数量が少ない場合は、第 3																								

変更後

いは、第3管理期間終了後1か月以内に配分量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第4管理期間の配分量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は配分量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)
小型魚	大中型まき網漁業	1,500
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	218.8

(注) (略)

2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上表を改定するものとする。

3・4・5 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。なお、都道府県の配分量を定めるに当たっては、直近3年間の漁獲実績のほか、小型魚については第3の2の(3)により調整された数量を、大型魚については漁獲実績の少ない都道府県における混獲管理に必要な数量を配分するものとする。

変更前

管理期間終了後1か月以内に漁獲可能量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)
小型魚	大中型まき網漁業	1,500
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167

(注) (略)

2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の漁業種類別割当量の表を改定するものとする。

3・4・5 (略)

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

変更後

変更前

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)
北海道	8.3	山形県 0.2
青森県	<u>212.5</u>	大阪府 0.1
岩手県	21.1	岡山県 0.1
宮城県	<u>23.8</u>	佐賀県 0.8
秋田県	15.1	大分県 <u>0.7</u>
山形県	<u>7.7</u>	沖縄県 0.1
福島県	<u>9.0</u>	
茨城県	<u>18.1</u>	
千葉県	<u>36.3</u>	
東京都	<u>8.4</u>	
神奈川県	<u>33.8</u>	
新潟県	<u>33.8</u>	
富山県	<u>104.2</u>	
石川県	<u>50.6</u>	
福井県	<u>21.2</u>	
静岡県	<u>26.2</u>	
愛知県	0.1	
三重県	17.5	
京都府	<u>17.9</u>	
大阪府	0.1	
兵庫県	1.8	
和歌山県	<u>23.6</u>	
鳥取県	<u>1.9</u>	
島根県	<u>58.8</u>	
岡山県	0.1	
広島県	<u>0.12</u>	
山口県	<u>87.9</u>	
徳島県	<u>8.4</u>	
香川県	0.1	
愛媛県	<u>8.3</u>	
高知県	<u>34.8</u>	
福岡県	<u>3.9</u>	
佐賀県	0.8	
長崎県	<u>632.8</u>	

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)
北海道	8.3	山形県 0.2
青森県	<u>190.1</u>	大阪府 0.1
岩手県	21.1	岡山県 0.1
宮城県	<u>21.6</u>	佐賀県 0.8
秋田県	15.1	大分県 <u>0.5</u>
山形県	<u>7.3</u>	沖縄県 0.1
福島県	<u>7.9</u>	
茨城県	<u>16.6</u>	
千葉県	<u>38.0</u>	
東京都	<u>7.3</u>	
神奈川県	<u>24.8</u>	
新潟県	<u>26.3</u>	
富山県	<u>74.5</u>	
石川県	<u>45.6</u>	
福井県	<u>13.3</u>	
静岡県	<u>19.9</u>	
愛知県	0.1	
三重県	17.5	
京都府	<u>14.9</u>	
大阪府	0.1	
兵庫県	1.8	
和歌山県	<u>22.3</u>	
鳥取県	<u>1.6</u>	
島根県	<u>57.1</u>	
岡山県	0.1	
広島県	<u>0.1</u>	
山口県	<u>80.8</u>	
徳島県	<u>7.8</u>	
香川県	0.1	
愛媛県	<u>7.2</u>	
高知県	<u>35.6</u>	
福岡県	<u>4.0</u>	
佐賀県	0.8	
長崎県	<u>513.7</u>	

変更後		
熊本県	0.7	
大分県	<u>0.7</u>	
宮崎県	<u>15.5</u>	
鹿児島県	2.0	
沖縄県	0.1	
計	<u>1,548.02</u>	<u>2.0</u>

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)
北海道	<u>208.4</u>	山形県 0.1
青森県	<u>401.0</u>	大阪府 1.0
岩手県	<u>14.8</u>	岡山県 1.0
宮城県	<u>12.9</u>	佐賀県 <u>6.0</u>
秋田県	<u>28.5</u>	大分県 <u>6.0</u>
山形県	<u>8.6</u>	
福島県	<u>6.0</u>	
茨城県	<u>6.0</u>	
千葉県	<u>22.1</u>	
東京都	<u>13.6</u>	
神奈川県	<u>6.0</u>	
新潟県	<u>14.1</u>	
富山県	<u>7.4</u>	
石川県	<u>11.8</u>	
福井県	<u>8.2</u>	
静岡県	<u>10.5</u>	
愛知県	<u>6.0</u>	
三重県	<u>7.7</u>	
京都府	<u>12.1</u>	
大阪府	1.0	
兵庫県	<u>8.7</u>	
和歌山県	<u>12.2</u>	
鳥取県	<u>6.0</u>	
島根県	<u>15.3</u>	
岡山県	1.0	
広島県	1.0	
山口県	<u>23.0</u>	
徳島県	<u>6.0</u>	
香川県	1.0	

変更前		
熊本県	0.7	
大分県	<u>0.5</u>	
宮崎県	<u>10.2</u>	
鹿児島県	2.0	
沖縄県	0.1	
計	<u>1,316.8</u>	<u>1.8</u>

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)
北海道	<u>157.0</u>	山形県 0.1
青森県	<u>361.2</u>	大阪府 1.0
岩手県	<u>8.8</u>	岡山県 1.0
宮城県	<u>4.8</u>	佐賀県 <u>1.0</u>
秋田県	<u>19.2</u>	大分県 <u>1.0</u>
山形県	<u>3.2</u>	
福島県	<u>1.0</u>	
茨城県	<u>1.0</u>	
千葉県	<u>9.4</u>	
東京都	<u>7.6</u>	
神奈川県	<u>1.0</u>	
新潟県	<u>8.2</u>	
富山県	<u>1.9</u>	
石川県	<u>6.1</u>	
福井県	<u>2.9</u>	
静岡県	<u>3.6</u>	
愛知県	<u>1.0</u>	
三重県	<u>2.0</u>	
京都府	<u>3.8</u>	
大阪府	1.0	
兵庫県	1.0	
和歌山県	<u>3.9</u>	
鳥取県	<u>1.0</u>	
島根県	<u>7.0</u>	
岡山県	1.0	
広島県	1.0	
山口県	<u>4.8</u>	
徳島県	<u>1.0</u>	
香川県	1.0	

変更後			変更前		
愛媛県	6.0		愛媛県	1.0	
高知県	13.2		高知県	3.2	
福岡県	6.9		福岡県	1.2	
佐賀県	6.0		佐賀県	1.0	
長崎県	152.5		長崎県	93.9	
熊本県	6.0		熊本県	1.0	
大分県	6.0		大分県	1.0	
宮崎県	7.6		宮崎県	1.0	
鹿児島県	7.6		鹿児島県	1.4	
沖縄県	13.2		沖縄県	1.6	
計	1,105.9	14.1	計	732.7	4.1

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

2 都道府県は、1の表の配分量のうち、小型魚及び大型魚ごとに、それぞれに係る知事管理量の1割に相当する数量以上の留保を設けることとなっているが、各都道府県の判断でこれを放出できるものとする。

(新設)

3 漁獲可能量の改定による1の表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて同表を改定するものとする。

2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の小型魚大型魚別の県別数量の表を改定するものとする。

4 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる1の表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き、第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第3の2の(3)の小型魚における第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて同表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第4管理期間の配分量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は配分量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。

3 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる上表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き、第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第3の2の(3)の第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて上表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。

5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、1の表の配分量が消化されていない場合は、同表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

6 配分量の移譲による1の表の改定

1の表の都道府県の配分量と第4の大臣管理漁業の配分量の移譲及び同表の都道府県の配分量間の移譲について関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

5 配分量の移譲による上表の改定

上表の配分量と第4の大臣管理漁業の配分量の移譲について関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

変更後	変更前
<p><u>7</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。 この場合、採捕の種類別は、<u>漁船漁業等</u>と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2)・(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 早期是正措置 ① (略) <u>(削る。)</u></p> <p>② 都道府県は、管理期間の経過に応じた採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、留保枠を設けている都道府県は当該配分量の9割5分を超える場合、留保枠を設けていない都道府県は当該配分量の9割を超える場合に資源管理法第10条第2項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。</p> <p>第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)</p> <p>第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 (略)</p>	<p><u>6</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。</p> <p>この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2)・(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 早期是正措置 ① (略) ② <u>また、都道府県の配分量の概ね1割以上の留保枠を設けるものとする。ただし、当該都道府県の配分量が少ない(概ね5トン以下)場合であって、管理が困難となるおそれがあるときは留保枠を設けなくとも差し支えない。</u></p> <p>③ 都道府県は、管理期間の経過に応じた採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、<u>②</u>の留保枠を設けている都道府県は当該配分量の9割5分を超える場合、<u>②</u>の留保枠を設けていない都道府県は当該配分量の9割を超える場合に資源管理法第10条第2項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。</p> <p>第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)</p> <p>第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 (略)</p>